

「ケータイ→au スマホ割」提供条件書

※本特約は2020年3月31日をもって受付を終了しました。なお、2020年3月31日以前に本特約の適用条件を満たしている場合、2020年4月1日以降も本特約を適用します。

1. 概要

「ケータイ→au スマホ割」は、他社からの乗りかえ(MNP)または機種変更と同時に、ピタットプラン 4G LTEにご加入いただいたお客様について、auのご利用料金を割り引く特約です。

2. 提供条件

(1) 受付期間

2019年10月1日(火)～2020年3月31日(火)

(2) 適用条件

適用条件
次の全てを満たすこと。 ①所定の取扱店等において、他社ケータイ ^(※1) からの乗りかえ(MNP)または au ケータイ ^(※2) からの機種変更をしていただくこと。 ②①の機種変更の場合、その時点で3G WIN 向けの料金プランにご加入いただいていること。 ③①の他社からの乗りかえ(MNP)または機種変更と同時に、表1の対象料金プランにご加入いただくこと。

*1: 他社が販売した従来型携帯電話(ケータイ)が対象です。他社スマートフォンは対象外です。乗りかえお手続き時に、現在ご利用中のケータイ電話本体のご持参が必要です。

*2: KDDIまたは沖縄セルラーに登録されている直近の購入機種が対象です。

【表1: 対象料金プラン】

対象料金プラン
ピタットプラン 4G LTE ^(※3)

*3: 「新 au ピタットプラン N」を改称した料金プランです。

(3) 割引内容

区分	対象料金プラン	割引内容 ^(※5)
区分1	ピタットプラン 4G LTE(下欄以外の場合)	12ヶ月間 au のご利用料金から 税抜額 1,000 円(税込額 1,100 円)/月を割引
区分2	ピタットプラン 4G LTE(通話定額 ^(※4) の適用を受けている場合)	12ヶ月間 au のご利用料金から 税抜額 1,700 円(税込額 1,870 円)/月を割引

*4: 通話定額サービスの「通話定額」を指します。以下同じとします。

*5: 初回の割引適用月から12ヶ月間割り引きます。詳細は「3. 重要事項」をご確認ください。

3. 重要事項

(1) 本特約の適用・廃止について

- 他社からの乗りかえ(MNP)または機種変更の翌月から割引を適用します。
- 端末の故障修理や代用機貸し出しなど所定のお手続き中または新規契約、他社からの乗りかえ(MNP)もしくは機種変更のお手続きが完了していないときは、本特約の適用が遅れるまたは適用しない場合があります。
- 対象料金プラン以外の料金プランへの変更、解約、一時休止等の申込みがあった場合、本特約の適用は当月利用分をもって終了します。
- 「au の学割 U15 先行受付キャンペーン」の適用を受ける場合、本特約の適用は 2019 年 12 月利用分をもって終了します。
- 「au の学割」(U15)の申込みがあった場合、本特約の適用は当月利用分をもって終了します。ただし、当社が別に定める場合、前月利用分をもって終了します。
- 月中に対象料金プラン間の変更(2の(3)割引内容の区分の変更を伴うものに限ります。)があった場合、当月の割引額は、変更前または変更後の割引内容の区分もしくは料金プランに係る割引額のいずれか大きい方とします。
- 通話定額ライト 2 または通話定額 2 の申込みがあった場合、通話定額ライト 2 については2の(3)割引内容の区分 1、通話定額 2 については同区分 2 の対象料金プランとして、本特約の適用を継続します。
- 本提供条件書における「他社からの乗りかえ(MNP)」および「機種変更」については、特段の記載がある場合を除き、端末のご購入を伴わないものを含みます。

(2) その他のご注意事項

- 法人名義のお客様は対象外です。
- KDDI/沖縄セルラーが実施する他のサービス・キャンペーンとは併用できない場合があります。
- 別途、基本使用料、通話料、データ通信料、オプション料、ユニバーサルサービス料等がかかります。
- 別途契約にかかる費用は店頭にてご確認ください。
- 本提供条件書および契約約款等 (au(LTE)通信サービス契約約款、au(WIN)通信サービス契約約款その他 KDDI/沖縄セルラーの各契約約款および各規約をいいます。以下同じとします。)の規定により支払いを要する額は、本提供条件書および契約約款等に記載の税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。)に基づき計算した額と異なる場合があります。

■提供条件書について

- ・KDDI/沖縄セルラーは、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
- ・電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、KDDI/沖縄セルラーからの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知および説明に代え、予め、KDDI/沖縄セルラーのホームページにその内容を掲示します。
- ・本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等の規定を適用します。契約約款等の詳細は、KDDI/沖縄セルラーのホームページでご確認いただけます。

■作成日:2019年10月1日

■最終更新日:2021年3月10日